

## <交付申請から補助金交付までの流れ>

### 1. 交付申請書類を準備する

新たに導入するプラスチック代替容器等が決定したら、下記の交付申請書類を準備してください。

**※補助金交付決定前に代替容器等を購入しないでください。**

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・食品衛生法第55条に基づく営業許可書の写し、または当該許可を有しない場合（法令に反する場合は除く。）は、飲食物の宅配またはテイクアウト等を行っていることが分かる資料
- ・現在使用しているテイクアウト容器等の写真、カタログ等
- ・購入するプラスチック代替容器等の写真、カタログ、見積もり等（プラスチック代替容器等の種類及び金額がわかるもの）
- ・市税が滞納がないことの証明書（法人の場合は法人名義、個人の場合は個人名義）
- ・個人事業者にあつては本人であることが確認できる書類の写し

### 2. 交付申請書類を提出する

下記方法により、宗像市脱炭素社会推進課に交付申請書類を提出してください。

方法	提出先	提出に際して	提出物形状
メール	<a href="mailto:zero-carbon@city.munakata.lg.jp">zero-carbon@city.munakata.lg.jp</a> 宗像市脱炭素社会推進課	件名「宗像市テイクアウト容器等プラスチック代替品切替支援補助金申請」	電子データ
郵便	〒811-3492 宗像市東郷1-1-1	送料は申請者負担	紙資料
持参	宗像市脱炭素社会推進課 宛	平日 8:30-17:00	

### 3. 交付申請書類の審査・「交付決定通知書」の送付（郵送）

提出された資料を基に、補助金交付の可否を市が審査します。審査を合格した場合、市から「交付決定通知書」を郵送します。

※「交付決定通知書」は保管しておいてください。後ほど「7.実績報告書を作成する」で使用します。

### 4. プラスチック代替容器等を購入・使用開始

「事業計画書」のとおり、プラスチック代替容器等を購入し、テイクアウト事業等で使用を開始してください。

### 5. 実績報告書類を作成する

要綱第13条の「補助事業が完了したとき」とは、「購入したプラスチック代替容器等を使用開始したとき」です。使用開始後、速やかに実績報告書類を作成してください。

## 宗像市テイクアウト容器等に係るプラスチック代替品導入支援補助金

### 6. 実績報告書類を提出する

『上記「補助事業が完了」した日から 20 日以内』又は『交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日』のいずれか早い日までに、下記書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第 7 号）
- ・購入したプラスチック代替容器等の領収書の写し
- ・購入したプラスチック代替容器等の写真、カタログ等

※提出方法等は、「2. 交付申請書類を提出する」と同じです。

### 7. 実績報告書類の審査・「額の確定通知書」の送付（郵送）

提出された資料を基に、補助金額確定のための審査を市が行います。審査後、市から「額の確定通知書」を発送します。

### 8. 補助金を受け取る

「額の確定通知書」を基に、請求書（様式第 10 号）を作成して提出してください。指定した口座に補助金を交付します。

※交付申請書類を提出後、購入するプラスチック代替容器等を変更したい場合は、必ず事前にご相談ください。交付決定通知を受けていても、申請時の内容と異なれば、補助金の交付を受けることができない場合があります。